

三重縣公報(普通大報及)第五年第三種郵便物認可
金曜ノ二回三月二十六日

三重縣公報 第九百六十號

大正十一年三月十七日
金曜日

○縣令

●三重縣令第二十五號

明治二十八年^{五月}三重縣令第二十六號三重縣金庫規則中左ノ通改正シ大正十一年四月一日ヨリ施行ス

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇 春樹

第三條別表縣金庫位置及出納區域中縣金庫出張所名ノ欄「濱島」ノ次ニ「和具」ヲ位置ノ欄「志摩郡濱島町」ノ次ニ「志摩郡和具村」ヲ加フ
備考第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
和具出張所ハ水産學校ノ分ヲ取扱フ所トス

●三重縣令第二十六號

衛生事業費補助規程中左ノ通改正ス

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇 春樹

第一條中第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次操下ク

四 產婆養成ニ關スル施設

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○ 告 示

●三重縣告示第百號

小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員、小學校准教員、尋常小學校准教員試驗檢定期日並場所左ノ通定ム試驗ヲ受ケムトスル者ハ明治三十三年三重縣令第六十二號小學校令及小學校令施行規則實施ニ關スル規程第四十條ニ依リ願書ヲ提出スヘシ
小學校令施行規則第百十四條ニ依リ授與セラレタル證明書ヲ有スル者ハ其ノ證明學科目及證明年月日、證明官廳名ヲ願書表面ニ朱書スルヲ要ス

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇春樹

試 驗 期 日

大正十一年五月二十二日ヨリ六日間

試 驗 場 場 所

三重郡試驗場 三重郡海藏村、三重郡役所

桑名郡、員辨郡、三重郡、四日市市出願者

津市 試驗場 津市 三重縣會議場

鈴鹿郡、河藝郡、安濃郡、一志郡、飯南郡、津市出願者

多氣郡試驗場 多氣郡相可町 多氣郡相可尋常小學校

多氣郡、度會郡、志摩郡、宇治山田市出願者

阿山郡試驗場 阿山郡上野町 阿山郡役所

阿山郡、名賀郡出願者

北牟婁郡試驗場 北牟婁郡尾鷲町 北牟婁郡役所

南牟婁郡、北牟婁郡出願者

●三重縣告示第百一號

西之庄外五曲リ聯合耕地理整理組合(飯南郡)ニ對シ換地處分ノ件大正十一年三月十五日認可セリ

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇春樹

●三重縣告示第百二號

安濃郡畜産組合ニ對シ組合長選任ノ件大正十一年三月三日付ヲ以テ認可セリ

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇春樹

組合長 星 法 一

●三重縣告示第百三號

左記土地ノ公用ヲ廢止シ之ヲ荒蕪地ニ編入ス

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇春樹

郡	村	大字	字	地番	地目	全反別	變換	新地番	新地目	變換反別
飯南	朝見	下七見	須古山	四一ノ五	堤塘	三、〇〇七	變換	四一ノ五	荒蕪地	二、〇〇四

●三重縣告示第百四號

來ル三月二十一日ヨリ同月二十九日迄ノ豫定ヲ以テ三河國伊良湖陸軍射場ニ於テ左記規定ニ依リ實彈射擊施行ニ付危險區域ニ立入ラサル様注意スヘシ

大正十一年三月十七日

三重縣知事 山脇 春樹

- 一、射擊ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間ニ於テ行フ
- 二、射擊當日ハ田戸森展望臺及「ダボ」松附近並海上射擊ノ場合ニハ尖峰上ニ赤旗ヲ掲ク
- 三、危險區域ハ射場ノ全部及海面千米以內トス

○廳中事項

●敍任辭令

大正十一年三月十四日

度會郡城田村立農業補習學校助教諭

林 松之助

教授期間月手當金五圓給與

野口 太作

任三重縣立鳥羽商船學校教諭

二級俸ヲ給ス 但當分ノ内金百參拾參圓給與

三重縣女子師範學校教諭兼訓導

鈴木 猶吉

訓導兼職ヲ免ス

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

田中 善男

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

坂倉 一雄

(各通)

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

岸田 治雄

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

川村 嘉治

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

田中 耕三

三重郡楠村立農業補習學校助教諭

池田 明夫

教授期間手當金拾圓給與

○通報

●農第二、〇二六號

大正十一年三月十七日

內務部長

各郡市長殿

各町村長殿

京都博覽協會並京都美術協會聯合主催ノ下ニ京都市岡崎公園勸業館ニ於テ來ル三月二十日ヨリ五月三十一日迄家庭博覽會開催ノ趣ヲ以テ出品勸奨方依頼越ノ處右ハ生活改善上有意義ノモノト被認候條御部内一般ニ周知セシメラレ度右通牒ス

京都博覽協會聯合主催 家庭博覽會趣旨
京都美術協會

凡ソ家庭經營ノ要素ハ衣食住ニ在リ是レカ適否ノ如何ハ尋イテ國民ノ消長ニ及ホシ一日モ忽諾ニ附ス可カラサル緊要事タリ歐洲ノ戰後平和克復以來海外ノ諸國競ヒテ時勢ノ順應ニ謀リ社會經濟ノ革新ニカム就中家庭ニ屬スル物資ノ改善需給ノ便捷ニ於テ講究スル所甚大ナリ然レトモ翻テ本邦現時衣食住ノ事實ニ徴セハ新舊複雜ニシテ過度ノ狀態ヲ示シ誠ニ寤心ニ堪ヘサルモノ渺ナカラス

本會コノ時弊ノ缺陷ヲ補ヒ普ク家庭ノ實利ヲ促

進シ倍々國運ノ發展ニ資セシメントス
當業者諸氏幸ニ此ノ趣旨ヲ協賛シ別記規則ニ據
リ貯勢ノ順應ニ適スル新善ナル物品ヲ奮テ出陳
セラレンコトヲ懇冀ス

役員
會長 若林 資藏

總裁 男爵 九鬼隆一
會長 京都府知事 若林 資藏
副會長 京都市長 馬淵銳太郎
幹事長 貴族院議員 大村彦太郎

家庭博覽會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ家庭博覽會ト稱ス

第二條 本會ハ大正十一年三月二十日ヨリ同年

五月三十一日迄京都市岡崎公園勸業館ニ於テ

開設ス

第三條 本會ハ家庭改善及産業ノ發達ニ資スル

ヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ出品ノ保護ニ對シ相當ノ設備ヲ

爲スト雖モ天災、火災、盜難、其他ノ事故ニ

依ル物品ノ毀損又ハ紛失等一切ノ損害ハ其實
ニ任セス

第五條 本會ニ於テ配當シタル陳列場所ニ對シ
出品者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第六條 出品者ハ本則及本會ニ關スル諸規則ニ

基ク義務ヲ履行セサルトキハ本會ハ適宜ノ處
分ヲナシ且ツ之ニ要シタル費用ヲ徵收スヘシ

第七條 會場内ノ光景ヲ模寫又ハ攝影セントス
ル者ハ本會ノ承認ヲ受クヘシ但シ出品物ニ付
テハ出品者ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第二章 出 品

第八條 出品ヲ類別シ左ノ六部トス

第一部 美術及美術工藝品

第一類 繪畫 但シ相當表裝ヲナシタルモノ
ニ限ル

第二類 彫刻

第三類 染織物及刺繡

第四類 陶磁器及七寶

第五類 金屬器及漆器

第六類 寫真

第七類 各種工藝品

第二部 衣

第一類 織物

第二類 染物

第三類 刺繡及染織物加工品

第四類 衣服ニ屬スル糸及其製品

第五類 被服類

第六類 染織及加工用機械器具

第三部 食

第一類 農産物食料品

第二類 林産物食料品

第三類 水産物食料品

第四類 貯藏食料品

第五類 菓子、飴、麴麩

第六類 茶、珈琲

第七類 醸造品及加工飲料

第八類 麵類

第九類 飲食物用器具機械

第十類 其他

第四部 住

第一類 建築物並模型雛形

第二類 和洋家具一切

第三類 金屬製品

第四類 化學製品

第五類 陶磁器、七寶、磁器

第六類 漆器及硝子類

第七類 人形、玩具

第八類 祭典、禮式用具

第九類 其他

第五部 裝身具、携帶品、旅行用具及衛生

保健等

第一類 裝身具及携帶品

第二類 旅行用具

第三類 化粧品及香料

第四類 文房具

第五類 樂器及其附屬品

第六類 皮革類及羽毛製品

第七類 遊戲及運動用具

第八類 度量衡

第九類 教育及學藝用品

第十類 衛生用機械器具並ニ標本模型

第六部 參考品

第九條 出品ハ大正八年四月以後採取加工製作又ハ製造シ若クハ製造セシメタルモノニ限ル第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

- 一 他ノ博覽會共進會又ハ品評會ニ出品シ審査ヲ受ケタルモノ
- 二 風俗又ハ秩序ヲ紊シ若クハ衛生ヲ害スル虞アリト認ムルモノ
- 三 他ノ損害ヲ及ボシ若クハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與ヘ又ハ危險ノ虞アリト認ムルモノ

第十一條 出品ハ部別ニ陳列ス

但シ出品ノ性質ニ依リ前條ニ依ル事能ハサルモノハ便宜場所ヲ選定シ陳列ス

第十二條 出品者ハ本則及本會ニ關スル諸規則ニ依ル取扱ニ關シ異議ヲ述ベ若クハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條 官廳・學校及公共團體ノ出品並ニ第六部ノ出品ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依ル

第十四條 本會ニ出品ヲ爲サムトスルモノハ出

品申込書(第一號式)ニ第十九條ノ使用料金を添

ヘ大正十一年二月二十日迄ニ本會事務所ニ差出シ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ出品目錄(第二號式)ニ解説書(第五號式)ヲ添ヘ本會事務所ニ差出スヘシ

第十五條 第一部ノ出品ハ製作者及製作ニ關與シタル出品者ニ限リ出品申込書ニ出品目錄(第三號式)及解説書(第五號式)ヲ添ヘ大正十一年二月二十日迄ニ本會事務所ニ差出スヘシ

前項ノ出品ハ鑑査ヲ受クル爲メ三月十五日ヨリ十七日迄ノ期間内ニ本會指定ノ場所ニ搬入スヘシ

第十六條 第一部出品ニ對シテハ場所料ヲ要セズ其看護ハ本會ニ於テ負擔ス

但シ出品ヲ賣却シタルトキハ其金高ノ百分ノ七ヲ徵ス

第十七條 左ニ掲クル出品ハ出品申込書ニ陳列設計圖ヲ添付スヘシ

一 荷重ノ出品ニシテ基礎工事ヲ要スルモノ

二 運轉ノ爲メ電力ノ供給ヲ要スル機械

(所要馬力ヲ設計書ニ記載スヘシ)

第十八條 出品ノ陳列ハ三月十八日迄ニ必ズ整頓スヘシ

第十九條 出品ノ陳列ニ要スル陳列棚及陳列臺ハ本會ニ於テ之ヲ設備ス其使用料左ノ如シ

- 陳列棚使用料
 - 一間(開口六尺以内)ニ付金拾五圓
 - 半間(開口三尺以内)ニ付金拾圓
- 陳列臺使用料
 - 一間(開口六尺以内)ニ付金拾五圓
 - 半間(開口三尺以内)ニ付金拾圓

第二十條 出品者ハ本會事務所ノ承認ヲ經テ其費用ヲ自辨シ陳列棚又ハ陳列臺ヲ調製シ或ハ館外ニ陳列館ヲ建設スルコトヲ得

前項ノ自費陳列棚・陳列臺ニ關スル場所使用料左ノ如シ但シ半間ニ滿タサルモノハ半間ト看做ス

七間使用料 二坪(開口三尺以内)ニ付金八圓

館外ニ於ケル自費陳列館ハ敷地一坪ニ付金七圓ノ割ヲ以テ使用料ヲ徵收ス但シ本會ニ於テ

有餘ナルモノト認メタルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第二十一條 前條ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ大正十一年一月三十一日迄ニ出品ノ部類・品名及建坪ヲ記載シタル申込書ニ設計圖・平面圖及建圖ヲ添ヘ本會事務所ニ差出スヘシ

第二十二條 出品ノ運搬・陳列用具・裝置構造・空箱類ノ保存・出品ノ陳列・看護ニ要スル費用及勞務ハ出品者ノ負擔トス

前項ノ取扱ヲ本會ヘ委託セムトスル者ハ別ニ定ムル所ノ委託取扱規則ニ依リ其出品ノ申込ヲナスヘシ

第二十三條 出品申込間數ニシテ本會ノ豫定ヲ超過スルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ

第二十四條 出品者自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ幾分ヲ取消シ又ハ之ヲ使用セサルモ既納ノ使用料ハ返戻セス

第二十五條 出品ハ總テ部類・番號・品名・數量・代價(非賣ナレハ其旨朱記スヘシ)及出品者ノ住所氏名ヲ記シタル出品札ヲ添付スヘシ

但シ出品札ハ本會事務所ニ於テ之ヲ交付ス
第二十六條 出品ハ之ヲ賣約又ハ即賣スルコトヲ得
但審査員ノ指定シタル出品ハ即賣スルコトヲ得ス

第二十七條 出品ノ賣約ヲ爲ス場合ハ代價三分ノ一以上ヲ手附金トシテ賣約者ヨリ徴シ出品ニハ賣約札ヲ貼付スヘシ

前項ノ賣約人ニ對シテハ賣約證ヲ交付シ閉會後五日以内ニ代價ノ殘額ト引換ニ出品ヲ交付スヘシ
但シ賣約人期日以内ニ代價ノ支拂ヲ爲ササルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ出品人ニ交付ス

第二十八條 出品ノ交換又ハ代價ヲ變更セントスルトキハ事務所ノ承認ヲ受クヘシ

第二十九條 出品者ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第三十條 會場ノ通路ハ必ス本會ノ指定圖ニ依ルヘシ

第三十一條 陳列戸棚及陳列臺ヲ使用中破損シタルトキハ其出品者ニ於テ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

タルトキハ其出品者ニ於テ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第三十二條 出品者ハ會期中猥リニ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ會場ノ秩序ヲ亂スコトヲ得ス

第三十三條 出品者物品ヲ搬出セントスルトキハ本會ニ届出テ搬出證ヲ受クヘシ

第三十四條 出品ハ閉會後十日以内ニ建物及工作物ハ十五日以内ニ撤去シ之ヲ搬出シ土地ヲ原形ニ復スヘシ

前項期日内ニ撤去ヲ爲ササルトキ又土地ヲ原形ニ復セサルトキハ本會ニ於テ執行シ其費用ヲ徴收スヘシ

第三章 審査及褒賞

第二十五條 出品ハ參考品並ニ審査ヲ請求セサルモノヲ除ク外總テ審査ヲ行フ

第三十六條 審査期日以前ニ出品目錄ヲ差出ササルモノハ審査ヲ行ハス

第三十七條 審査上必要ト認めタルトキハ出品ト同種ノモノヲ差出サシメ之ヲ破毀又ハ消耗

スルコトアルヘシ

前項ノ物品ニ對スル損害ハ本會之ヲ賠償セス

第三十八條 審査ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 審査ノ結果優秀ト認めタルモノニ對シ左ノ區別ニ依リ褒賞ヲ贈與ス

但シ第一部出品ニ對シテハ別ニ賞格ヲ定ムルコトアルヘシ

一名譽賞

二有功 一等賞 二等賞 三等賞

三進歩 一等賞 二等賞 三等賞

四褒狀

第四十條 詐欺又ハ錯誤ニ依リテ受賞シタルモノアルトキハ本會ハ之ヲ取消スヘシ

第四十一條 出品者ハ審査上ニ就キ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四十二條 陳列裝飾及自費陳列館ノ建築ニ對シ審査ヲ行ヒ優秀ナルモノニ褒賞ヲ贈與スルコトアルヘシ

第四十三條 審査ハ四月一日ニ始メ同月二十日迄ニ終了スルモノトス

第四十四條 褒賞贈與式ハ五月三日ヲ以テ舉行ス

第四章 入場及觀覽

第四十五條 觀覽時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス

但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ入場ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十六條 入場券ハ左ノ通トス

大人 一枚 金貳拾錢

小入 一枚 金拾錢

五歳未満ノ者ハ無料トス

學生及其他ノ團體二十人以上一人ニ付金拾錢

第四十七條 夜間開場ノ日ニ於テ第四十五條ニ定メタル觀覽時間後ノ入場券ハ一枚金拾錢トス

但シ親覽時間内ニ入場シタル觀覽者ニシテ引續場内ニアル者ハ本項ノ入場券ヲ要セス

第四十八條 出品者、場内營業人及其使用人ニ對シテハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ入場券又ハ門鑑ヲ交付ス

第四十九條 觀覽者ハ畜類ヲ牽キ又ハ大荷物ヲ
携帶シテ入場スルコトヲ得ス

第五十條 觀覽者ノ出入ニ際シ其携帶品ヲ檢閲
スルコトアルヘシ

第五十一條 觀覽者ハ看護人又ハ係員ノ承諾ヲ
得ルニアラサレハ陳列品ニ觸ルルコトヲ得ス

第五十二條 陳列館内ニ於テ喫煙シ又ハ指定器
物以外ニ略痰スルコトヲ得ス

第五十三條 醉狂者、癡癡者、惡疾其他嫌忌ノ
感ヲ生セシムヘキト認ムルモノハ入場ヲ禁シ
又ハ退場セシムルコトアルヘシ

大正十年十月

京都市岡崎公園

家庭博覽會

(第一號式)

出品申込書

一、陳列間數 (陳列棚、陳列臺) 何間

此使用料金

一、出品種類 (部類、品名)

右ハ貴會諸規則ヲ承認シ出品致度候ニ付使用料

金相添へ此段申込候也

年月日

住所 職業

氏名 印

家庭博覽會御中

(第二號式)

出品目錄

住所

出品人 氏名

部類

出品番號 品名 數量容積 價 備非賣ナレ
單價 小計 考記スヘシ

(第三號式)

第一部出品目錄

住所

出品人 氏名

出品番號	素質	品題名	數量容積	價格	備考

(第四號式)

參考品出品目錄

住所 出品人 氏名

出品番號	品名	數量容積	價格	備考

(第五號式)

解説書 (第一部ヲ除ク)

住所 職業

出品人 氏名

一、創業年月

- 二、職工人員
- 三、製造用機械器具運轉ニ要スル動力ノ種類及馬力
- 四、大正十年ニ於ケル製出數量價格及其販路
- 五、同年營業稅額
- 六、從前博覽會共進會ヨリ受ケタル褒賞
- 七、特ニ説明ヲ要スルモノハ其要領

(第五號式)

第一部出品解説書

住所 職業 出品人 氏名

- 一、材料及製作法
- 一、命題ノ説明
- 一、履歷
- 一、特ニ説明ヲ要スルモノハ其要領

(第六號式)

參考品出品解説書

番號	品名	住所	職業	出品人氏名

- 一 材料及製作法
- 一 履歷
- 一 特ニ説明ヲ要スルモノハ其要領

參考品出品規程

- 第一條 家庭博覽會規則第十三條ノ官廳、學校及公共團體ノ出品竝ニ第六部(參考品)ノ出品ハ本規程ニ依ルモノトス
- 第二條 前條ノ出品ニ對シテハ博覽會規則第十九條及第二十條ノ使用料ヲ徵收セス
- 第三條 出品者ハ出品申込書ニ出品目錄ヲ添ヘ大正十一年二月二十日迄ニ事務所ニ差出シ承認ヲ受クヘシ
- 第四條 左ニ掲クル出品ノ申込書ニハ陳列設計圖ヲ添付スヘシ
 - 一、荷重ノ出品ニシテ基礎工事ヲ要スルモノ
 - 二、運轉ノ爲メ電動力ノ供給ヲ要スル機械
 (所要馬力記載ヲ要ス)

- 第五條 特別ノ設備ヲ要スル爲ノ費用ヲ支辨シ陳列棚及陳列臺ヲ調製シ又ハ館外ニ陳列館ヲ建設セムトスル者ハ出品部類品名建坪等ヲ記載シタル出品申込書ニ設計書及平面圖建圖ヲ添ヘ大正十一年一月三十一日迄ニ事務所ニ差出シ承認ヲ受クヘシ
- 前條ノ工事ハ大正十一年三月十日迄ニ完成スヘシ
- 第六條 出品ノ荷造費、税關、手數、保險等ノ費用ハ出品者ノ負擔トス
- 第七條 出品ノ運賃、荷解、陳列裝飾、看護空箱ノ保存等ニ要スル費用及勞務ハ本會ニ於テ負擔ス
- 但シ第五條ノ陳列裝飾竝ニ看護ニ要スル費用及勞務ハ此ノ限りニアラス
- 第八條 出品ノ搬入ハ大正十一年三月十日迄トス
- 第九條 前各條ノ外必要ノ事項ハ總テ博覽會規則ヲ準用スヘシ

委託出品取扱規程

- 第一條 家庭博覽會規則第二十二條第二項ニ依リ出品ノ取扱ヲ本會ニ委託セムトスルモノハ委託出品申込書ニ委託料金ヲ添ヘ大正十一年二月二十日迄ニ申込ムヘシ其ノ承認ヲ受ケタル上直ニ出品目錄及解説書ヲ差出スヘシ
- 第二條 二人以上聯合出品ノ場合ハ相互通信上便宜ノ爲メ代表者一名ヲ定メ本會ヘ通知スヘシ
- 第三條 委託出品ニ關スル料金 (陳列場及陳列棚又ハ陳列臺使用料出
 - 品陳列裝飾看護通
 - 信費一切ヲ含ム)
 - 一(甲)出陳間數一間(開口六尺以内)ニ付金四拾圓
 - 一(乙)出陳間數半間(開口三尺以内)ニ付金貳拾圓
 - 一(丙)僅少出品(一種三點迄) 金八圓
- 第四條 出品物ノ賣却金額ニ對シ百分ノ七ヲ申受クヘシ

- 第五條 特別ノ陳列棚及裝飾希望者ニ對シテハ其實費ヲ申受クヘシ
- 第六條 出品物ニハ必ス出品目錄ト同一ノ番號札ヲ付ケ尙ホ發送ノ際入荷目錄ヲ挿入スヘシ
- 第七條 出品ノ賣却代金ハ閉會後殘品整理ノ上精算書ト共ニ一箇月以内ニ送金スヘシ
- 第八條 殘品ノ返送ニ要スル費用ハ本會ニ於テ支辨ス但シ空箱類返送ノ場合ハ此ノ限りニアラス
- 第九條 爲替金受取人ハ家庭博覽會トシ郵便爲替ノ場合ハ受取局ヲ京都市聖護院局トスヘシ
- 委託出品間數申込書 (書式)
- 一、出陳間數^甲乙何間(僅少出品ハ容積^横ノ區別ヲ^丙記載スヘシ)
- 此委託料金

一、出品種類(部類、品名)
右貴會諸規則ヲ承認シ出品致度候ニ付委托料金相添へ此段申込候也

大正十一年 月 日

住所 職業

氏 名 印

家庭博覽會御中

●學第八六二號

大正十一年三月十六日

內務部長

各郡市長殿

圖書館員教習所ノ件通牒

昨年文部省ニ於テ新設ノ圖書館員教習所ハ本年ニ於テモ別紙要項ニ依リ長期教習開催可相成候ニ付貴管内ニ周知方御取計相成度尙本講習ハ圖

書館ノ發達促進上極メテ必要ナル施設ニ有之候條右入所御獎勵相成且教習員ニ對シテハ特ニ便宜ヲ與ヘラルル様御配慮相煩度
右通牒ス

圖書館員教習所要項

一、教習期間 一箇年約四十週間

二、授業開始 大正十一年五月一日

三、教習場 東京市下谷區上野公園帝國圖書

館

四、教習員

イ 定員 二十名乃至三十名

ロ 資格 中學校又ハ高等女學校卒業ノ者

但シ現ニ圖書館事業ニ從事シ其ノ成績優良ナル者ハ此ノ限ニアラス

五、出願期日 大正十一年四月二十日迄

六、出願手續 別記様式ニ依リ直接文部省ニ出願ノコト

七、教習科目及每週授業時數

教 科 目	授業時數
英 語	三
獨 語	(各)
佛 語	二
文化科學及 自然科學(一般)	四
管理法一般	四
和漢書目録法及實習	四
洋書目録法及實習	二
分類法及實習	五
書史學	三

内外圖書館史

修 身

見 學

計	二八
隨時	隨時
隨時	隨時

八、教習願書様式

教 習 願

私儀今般貴省御開設ノ圖書館員教習所入所希望ニ付御許可下サレ度履歷書相添へ御願致シマス

年 月 日

氏 名

文部省普通學務局長赤司鷹一郎殿

彙報

薩哈噠軍政部告示第二號
薩哈噠軍政部告示第二號
一、漁區及製魚區貸下令並施行規則ニ依リ別表ノ漁區及製魚區ヲ糶上ニ依リ貸下ヲナス
二、貸下期間 大正十一年十二月末日迄トス
三、糶上ノ日時 大正十一年四月二十八日午前九時ヨリ
四、糶上ノ場所 亞港薩哈噠軍政部
五、競賣參加人心得書希望者ハ當部ニ申込ムヘシ

大正十一年二月二十七日

薩哈噠軍政部長

競賣參加人心得

第一 競賣ニ參加セムトスル者ハ競賣開始前迄

ニ左ノ事項ヲ具シ而接軍政部長ニ届出ツヘシ
一、本籍、居住地、職業、氏名、生年月日
二、出願漁區又ハ製魚區ノ種類、番號及名稱
前項ノ届出ニハ漁區及製魚貸下令施行規則第五條ノ規定ニ依リ證明書又ハ軍政部長ノ許可證ヲ添付スヘシ競賣參加人代理人ナルトキハ其代理權ヲ證明スヘキ書類ヲ添付スヘシ
前二項ノ書類ヲ添付セサル届書ハ之ヲ受理セズ

二箇以上ノ漁區又ハ製魚區ニ對シ競賣ニ參加セムトスルトキハ漁區又ハ製魚區毎ニ前記届書ヲ提出スヘシ但シ添付スヘキ許可證又ハ證明書ハ第何號漁區又ハ製魚區ニ對スル届書ニ添付セル旨記スヘシ

第二 競賣參加人ハ漁區及製魚區貸下令施行規則第七條ノ規定ニ依リ最低價格ノ二分ノ一ニ相當スル保證金ヲ前號届書ニ添へ納付スヘシ保證金ノ納入ニハ別記様式ノ納付書ヲ添付シ金員ハ封筒ニ入レ其表面ニ納付金額及氏名ヲ明記シ開封ノ儘係員ニ提出シ金額ノ點檢ヲ受

ケタル後封印スヘシ

二箇以上ノ漁區又ハ製魚區ニ對シ競賣ニ參加セムトスルトキハ漁區又ハ製魚區毎ニ保證金ヲ納付スヘシ
保證金納入ヲ了シタルトキハ其ノ預證ヲ受領シ競賣場ニ參入ノ際之ヲ提示スヘシ預證ヲ提示セサル者ハ競賣場ニ參入スルコトヲ得ス

第三 競賣ニ於ケル金額呼稱(金額)ハ日露兩國人共闘ヲ以テ呼上ケ其單位ハ圓ヲ以テシ圓以下ノ端數ヲ附スヘカラス

第四 競爭者ハ金額及氏名ヲ高聲ニ且明瞭ニ呼上クヘシ

第五 競賣ハ左記ノ順序方法ニ依リ之ヲ執行ス
(一)競賣ハ一漁區又ハ一製魚區毎ニ之ヲ行ヒ其ノ漁區又ハ製魚區ノ指定ニ付テハ係員ニ於テ其番號、名稱、最低價格ヲ各漁區又ハ製魚區毎ニ二回呼上ク前記ノ指定ハ零語ニテ

翻譯ス

(一)競爭者ノ呼上ケタル金額及氏名ハ係員順次之ヲ競賣場ニ於ケル黑板ニ書上ク

(二)競爭者ノ呼上ケタル金額又ハ呼上ケタル者ナキカノ旨ヲ三回呼上ケタル後卓ヲ叩キテ競爭ヲ結了ス
(三)競賣ノ結了シタルトキハ係員ニ於テ競落シタル漁區又ハ製魚區ニ對シ其ノ番號、競落價格、競落人ノ氏名ヲ呼上ケ又競爭者ナキ漁區又ハ製魚區ニ對シテハ其ノ番號ト共ニ競爭者ナキ旨ヲ呼上ク

第六 競落人ノ豫納セル競落漁區又ハ製魚區ニ對スル保證金ハ其貸下料ヲ完納スル迄還付セズ
競落人以外ノ者ノ豫納シタル保證金ハ封印ノ儘係員ニ於テ漁區及製魚區全部ノ競賣結了後預證引換ニ豫納者ニ還付ス

競落人正當ノ理由ナク競落後五日以内ニ貸下料金ヲ完納セサルトキハ其ノ權利ヲ拋棄シタ

ルモノト看做シ保證金ハ官ニ沒收ス
 第七 競争者競賣價格ヲ低落スル目的ヲ以テ連
 合ヲ爲シタリト認ムルトキハ主務官更ハ競賣
 ヲ中止ス既ニ競賣後ナルトキハ其ノ競賣ヲ無
 効トス

第八 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ糶上ハ之ヲ
 無効トス

- 一、競争ニ參加スル資格ナキ者
- 二、競争ニ關シ不正ノ行爲アリタル者
- 三、代理ハニ依リ競争ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ
 代理權ヲ證明セサル者
- 四、保證金ヲ納付セサル者

第九 競賣場ニ參入セル者ニシテ左ノ各號ニ該
 當スル者ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
 一、正當競争者ヲ妨害シ又ハ係員ニ於テ妨害

大正十一年貸下ニ付スヘキ漁區及製魚區表

- (一) 黒龍江海灣區
- (イ) 蛙 鱒 漁 區

漁區番號 漁區名稱 漁區ノ位置 最低價格

第一號	ラーザレフ第一	「ラーザレフ」岬附近北方	一、二五〇
第一號	チヨーミ	「チヨーミ」河ノ南方「ボロウインカ」附近	六〇〇
第一號	ウアーブルケ	「ウアーブルケ」岬附近南方	六〇〇
第三號	ジアーオレ第二	「ジアーオレ」岬北方ニ露里附近	一、一五〇
第三號	フジ	「フジ」河口ヨリ南方ニ露里	一、七〇〇
第五號	オゼルバフ	「オゼルバフ」岬(一九一六年漁區トムト稱セシ者)	一〇、〇〇〇
第六號	ペーイタフ	「ペーイタフ」岬(舊漁區トムト稱セシモノ)	二、二〇〇
第七號	ブイール	「ブイール」岬ノ西北約八十露間(一九一五年 ² ト稱セシモノ)	一〇、〇〇〇
第十一號	ウード第二	「ウード」島北端ヲ距ル東南ニ露里附近	一、六五〇
第十一號	コーリスキー第一	「コーリ」河口南東六露里附近	六〇〇
第十二號	ウイーフトケ	「バイカル」灣東北「ウイーフトケ」岬東南三百露間	一、三〇〇
第十四號	タムレオ第十	「ギリヤーク」入村「タムレオ」ノ南方半露里附近	一、二六〇
第十六號	ムジム	「ムジム」河ノ北方三露里P漁區「キチギ」小川附近Y漁區ヲ合併シタルモノ	九、〇〇〇
第十七號	タムレオ第八	「ムジム」村ノ南方漁區第十六號ノ一(P)ヲ距ル南方ニ露里附近	二、三六〇

スルモノト認メタル者
 二、保證金ヲ豫納セサル漁區又ハ製魚區ニ對シ徒ニ糶上ヲ爲シタル者
 別記
 納付書
 一金
 一漁區又ハ製魚區ノ種類
 一同 上番號
 一同 上名稱
 一同 上最低價格
 右保證金トシテ納付候也
 年月日
 住・所
 (某代理人) 氏 名(印)
 軍政部御中

第十七號ア	ナニオ	「ナニオ」村露人部落北方二露里	一、七〇〇
(ロ) 鮭 鱒 製 魚 區			
漁區番號	製 漁區ノ名稱	製 漁 區 ノ 位 置	最低價格
第一號	オゼルバフ	「オゼルバフ」岬ノ後方「オゼルバフ」第五號漁區ノ製魚用地ノ下流(一九一四年製魚區第八號ノAト稱セシモノ)	五〇〇
第二號	ペータフ	「ペータフ」岬ヨリ西方半露里ノ漁區ヲ距ルコト百露間以上又ハB漁區下流二十五露間以上	一、〇〇〇
第四號	ズイル第二	「ヒルクワ」岬ノ北方約二百露間(一九二七年製魚區第四號ト稱セシモノ)	二、〇〇〇
第六號	ベツローフスキ	「ベツローフスカヤ」砂嘴南端(一九一九年製魚區第十號ト稱セシモノ)	四〇〇
第九號	ウネトシネエ、 ブロンゲ第一	「ブロンゲ」岬附近舊第二十八號製魚區ノ下流一露里四百七十露間(一九一七年製魚區第十三號ト稱セシモノ)	一、二〇〇
第十二號	サーバ	「サーバ」岬ノ上流三百露間(一九一九年製魚區第十五號ト稱セシモノ)	三、六七〇
第十四號	ウワル	「ウワルケ」岬(一九一六年製魚區第十七號ト稱セシモノ)	六〇〇
第十五號	チヨミ	「キリヤーク」入村「チヨミ」河口附近(一九一六年製魚區第十八號ト稱セシモノ)	四六〇
第十八號ア	ネウエルスコイ	「ネウエルスコイ」部落ノ北端	五〇〇
第二十七號	ジアオレ	「ジアオレ」岬第二號漁區上流百二十五露間(一九一四年製魚區第三十一號ノAト稱セシモノ)	三〇〇

第五十一號	ブイル第三	「ヒルクワ」岬下流約三露里半(一九一五年製魚區第十一號ト稱セシモノ)	一、三〇〇
-------	-------	------------------------------------	-------

(二) 黒龍江下流區 (自黒龍江口
至イ) 鮭 鱒 漁 區

漁區番號	漁區ノ名稱	漁 區 ノ 位 置	最低價格
第一號	ブロンゲ第一	黒龍江右岸「ブロンゲ」岬ヨリ上流三露里(舊漁區Aト稱セシモノ)	七、四〇〇
第二號	ブロンゲ第二	黒龍江右岸「ブロンゲ」岬ノ上流(舊漁區Bト稱セシモノ)	一、七〇〇
第三號	ナレ	黒龍江右岸「ナレ」岬「ロヂエストウエーン」コエ「ナレ」上流(舊漁區Cト稱セシモノ)	三、三〇〇
第五號	チスイラフ	黒龍江右岸「ワツセ」岬ノ東側(舊上漁區ト稱セシモノ)	五、〇〇〇
第七號	ワツセ第一	黒龍江右岸「ワツセ」岬ノ東北端(舊漁區Bト稱セシモノ)	七、〇〇〇
第七號ア	ワツセ第二	黒龍江右岸「ワツセ」岬第六號(舊B漁區)ニ接シ隣下流(舊漁區Bト稱セシモノ)	三、六〇〇
第八號	メオ	黒龍江右岸「メオ」岬ヨリ下流四百露間(一九一六年製魚區ト稱セシモノ)	一、七〇〇
第十二號	ニコラエウスク 右岸第四	黒龍江右岸陸軍界標第五號ノ上流五百露間(舊市有漁區第六號ト稱セシモノ)	五八〇
第十六號	ニコラエウスク 右岸第八	黒龍江右岸漁區第十五號(舊市有漁區第九號ヨリ上流五百七十露間水底電線ヲ敷設シアル岬ノ上流ナル十五露間及前記地點ヨリ上流五百五十露間(舊市有漁區第十及第十一號ト稱セシモノ))	六〇〇

第十七號	ニコラエウスク 右岸第九	黑龍江右岸漁區第十六號ノ二(舊市有漁區第十一號)ノ上流五百五十露間(舊市有漁區第十二號ト稱セシモノ)	一、九〇〇
第十九號	ニコラエウスク 右岸第十一	黑龍江漁區第十八號(舊市有漁區第十三號)ノ上流六百露間及前記地點ヨリ上流五百五十露間(舊市有漁區第十四及第十五號ト稱セシモノ)	一、一四〇
第二十號	ニコラエウスク 右岸第十二	黑龍江右岸漁區第十九號ノ二(舊市有漁區第十五號)ヨリ上流五百露間及前記地點ヨリ上流六百十露間(舊市有漁區第十六及第十七號ト稱セシモノ)	七五〇
第三十號	トネイワフ	黑龍江左岸「トネイワフ」岬(舊漁區Pト稱セシモノ)	五、〇〇〇
第三十三號	マールイチヒリ	黑龍江左岸「マールイチヒリ」岬(舊漁區Aト稱セシモノ)	二、九〇〇
第三十七號	チヌイラフ第二	黑龍江左岸漁區第三十六號ヨリ上流二露里附近	二、〇〇〇
第四十號	ニコラエウスク 左岸第一	黑龍江左岸砂地附近及「ワウイロフ」建物ノ上流舊「ウローシン」租借漁區(舊市有漁區第十八及第十九號ト稱セシモノ)	二、〇〇〇
第四十二號	ニコラエウスク 左岸第三	黑龍江左岸「クエグダ」河口附近(舊市有漁區第二十四號ト稱セシモノ)	一、四〇〇
第四十四號	ニコラエウスク 左岸第五	黑龍江左岸第四十三號ノ二(舊市有漁區第二十六號)ノ上流五百露間「アレーキ」良場附近及草刈場木標第三號ノ下流三十六露間左岸「チツマン」スカヤ」ニ對ス(舊市有漁區第二十七號第二十八號ト稱セシモノ)	一、四〇〇
第四十七號	ニコラエウスク 左岸第八	黑龍江右岸右岸「ベーラヤ、グリーンカー」ノ下流第一谷ニ向ヒタル地点(舊市有漁區第三十二號ト稱セシモノ)	一、九〇〇

第四十八號	ニコラエウスク 左岸第九	黑龍江左岸刈場木標第十四號ノ下流三十露間(舊市有漁區第二十三號ト稱セシモノ)	二、四七〇
第四十九號	ニコラエウスク 左岸第十	黑龍江右岸第十九號ノ一漁區(舊市有漁區第十四號)ノ上流五百露間「ヒタル」及第四十八號漁區ノ上流五百露間(舊市有漁區第三十四號及第三十九號ト稱セシモノ)	六五〇
第五十一號	ニコラエウスク 左岸第十二	黑龍江右岸「ラグーチン」漁區ニ向ヒタル地點及「ヨコヒ」流一露里(舊市有漁區第二十七號及第三十八號ト稱セシモノ)	七六〇
第五十四號ア	アルハンゲリス カゴ	黑龍江左岸「サバフ」岬ノ下流「アルハンゲリスカゴ」サバフ村ノ西北端	六九〇
第五十四號	ウアーイダ	黑龍江左岸「ウアーイダ」村上流二露里舊「アブラモイ」ウイチ「借地附近(一九一四年漁區凸ト稱セシモノ)	六三〇
(ロ) 鮭 鱒 製 魚 區			
製魚區番號	製魚區ノ名稱	製 魚 區 ノ 位 置	最低價格
第一號	トールオ	黑龍江左岸「トールオ」岬ノ上「チャルドバフ」岬ノ下附近(一九一五年製魚區第四號ト稱セシモノ)	六〇〇
第三號	ククバフ	黑龍江右岸「ククバフ」岬(一九一六年製魚區第二號ト稱セシモノ)	二、一〇〇
第五號	ドゥイカ	黑龍江右岸「ドゥイカ」岬(一九一六年製魚區第四號ト稱セシモノ)	二、四〇〇

第七號	ブローンゲ	黒龍江右岸「ブローンゲ」第一號漁區(舊A漁區)ノ上流一露里四百露間(一九一六年製魚區第六號ト稱セシモノ)	五二〇
第二十五號	ナールオ第二	黒龍江右岸「ナールオ」岬第二號漁區ノ下流五十露間(一九一四年製魚區第二十六號ト稱セシモノ)	八二〇
第三十四號	ターバフ第二	黒龍江左岸「ターバフ」村下流約二露里半	三三〇

(三) 黒龍江下流區 自「マ・ゴ」至「ソ・フ・イ・ス・ク」

鮭 鱒 漁 區

漁區番號	漁區名稱	漁區ノ位置	最低價格
第一號	エレメイ	エレメイ島ノ東端(舊漁區ト稱セシモノ)	三五〇
第二號	カバリーチ	黒龍江右岸「カバリーチ」村ノ上流二百露間(舊A漁區ト稱セシモノ)	二五〇
第三號	ゲ	黒龍江右岸「ゲ」村ノ下流二露里三百五十露間(舊A漁區ト稱セシモノ)	一、四〇〇
第四號	ポロウインカ	「ポロウインカ」河口ヨリ上流二露里(舊AE漁區ト稱セシモノ)	二五〇
、 鮭 鱒 製 魚 區			
製魚區番號	製魚區ノ名稱	製 魚 區 ノ 位 置	最低價格
第一號	バリウインスキ	「バリウインスキ」支流「マゴ」村ニ對ス(舊製魚區第五十二號ト稱セシモノ)	四六〇

第二號	ヤーリンマキ	「ヤーリンマキ」支流河口「ギリヤーク」八村ニ對ス(舊製魚區第五十八號ト稱セシモノ)	一六〇
第三號	バリ	「バリ」ウインスキカヤ「水路」村ニ對ス(舊製魚區第四十九號ト稱セシモノ)	一〇〇
第四號	チエリマ	「チエリマ」村ノ上流附近(舊製魚區第六十七號ト稱セシモノ)	三〇〇
第五號	クーク第二	黒龍江左岸「クーク」村ニ對ス(舊製魚區第七十三號ト稱セシモノ)	五二〇
第六號	クーク第一	黒龍江右岸「クーク」村ニ最モ近ク其ノ上流ニ位スル島上西岸(舊製魚區第七十三號ノAト稱セシモノ)	三四〇
第七號	カルマ	「カルマ」村上流約一露里(舊製魚區第七十五號ト稱セシモノ)	一〇〇
第八號	ツイ	「ツイ」村上流中央水路附近大島(「スレドワイ」支流附近「ツイ」村上流「ホリシヨイ」島)(舊製魚區第七十九號ト稱セシモノ)	一〇〇
第九號	オフクレセンス	「オフクレセンス」村附近上流(舊製魚區第八十一號ノ2ト稱セシモノ)	三五〇
第十號	タリニキ	「タリニキ」村上流半露里(舊製魚區第八十七號ト稱セシモノ)	一〇〇
第十一號	ボゴドスコエ	黒龍江右岸「ボゴドスコエ」村ヨリ下流半露里(舊製魚區第九十二號ト稱セシモノ)	二九〇
第十二號	ブーリヤ	「ブーリヤ」村下流半露里(舊製魚區Eト稱セシモノ)	二二〇
第十三號	コイマ	「ギリヤーク」八村「コイマ」ニ對スル島ノ東岸(舊製魚區第九十四號ノBト稱セシモノ)	〇七〇
第十四號	モンゴル	黒龍江右岸(カゾーシカ)「ギリヤーク」八村「モンゴル」附近下流(舊製魚區第一百五號ト稱セシモノ)	一五〇

第十五號	ド	ウ	ジ	最低價格
	「ツビ」村附近下流又ハ「ドウジ」村附近下流(舊製魚區第九十九號ト稱セシモノ)			二〇〇
(四) ヌイスキ一區				
(イ) 蛙 鱈 鯨 漁區				
漁區番號	漁區ノ名稱	漁區	位	置
第六十一號	ビレウインスキ 第二	漁區	ノ	置
				最低價格
第六十四號	アグネウススキ 第六			八三〇
第六十四號ア	モイセーエウス キー 第一			四九〇
第六十五號	ナナイスキ 第一			九〇
第六十六號	ナナイスキ 第二			一〇〇
第六十七號	カマギンスキ 第五			七五〇
第六十八號	アグネウススキ 第五			二四〇
第六十八號デ	アグネウススキ 第二			四九〇
第六十九號	ナゲデインスキ 第一			四〇〇
				二四〇

第七十號ベ	セーウエルヌイ 第三			二四〇
第七十號	セーウエルヌイ			二四〇
第七十一號ア	ビリツン			二四〇
第七十二號	ダキンスキ			二五〇
第七十四號	アヌーチンスキ 第一			二五〇
第七十五號	アヌーチンスキ 第二			二五〇
第七十八號ウエ	アヌーチンスキ 第八			二五〇
第七十八號ゲ	ルンスキ			二五〇
第七十八號デ	デリエラ			二五〇
第七十八號エ	ナムベスキ			二五〇
第七十八號ジエ	ヤンガリスキ 第一			二五〇
第七十八號ズ	ペレンガイスキ 第一			二五〇

(ロ) 鱈 漁區

漁區番號 漁區ノ名稱 漁區ノ位 置 最低價格

第十六號	第十六號ア	第十六號ベ	第十六號ウエ	第十六號ゲ	第十六號デ	漁區番號	漁區番號	漁區番號
カマギンスキ	レウエンスツエ	ルヌイ第一	レウエンスツエ	ルヌイ第二	バラノウイ	漁區ノ名稱	漁區ノ名稱	漁區ノ名稱
「カマギン」崖北十五乃至二十五露里間	「レウエンスツエ」岬南十露里間	「レウエンスツエ」岬南十五乃至二十五露里間	「クラカイチャ」岬北二十乃至三十露里間	「クラカイチャ」岬北十露里間	「バラノウイ」岬北十露里間	カマギンスキ	カマギン	カマギン
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	最低價格	最低價格	最低價格
第二十五號	第二十五號ア	第二十五號	第二十五號	第二十五號	第二十五號	蟹	蟹	蟹
デカストリ	デカストリ	デカストリ	デカストリ	デカストリ	デカストリ	漁區ノ名稱	漁區ノ名稱	漁區ノ名稱
「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間	「デカストリ」岬南十五露里間
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	最低價格	最低價格	最低價格

●褒賞

寄附額	寄附目的	寄附金	本籍、現住所位	氏名	年月	神戶町救濟費	同動七等	馬瀨
大正七年九月	棕本村細民救濟費	一、〇〇〇	河藝郡棕本村	横山住治	同	同	同	別所由松
同	同	一、〇〇〇	同	飯田勘七	同	同	同	鈴木橋松
同	同	二、〇〇〇	同	小粥健治郎	同	同	同	岡田專松
同	同	一、〇〇〇	同	小粥由太郎	同	同	同	瓜生芳太郎
同	同	三、〇〇〇	同	森市藏	同	同	同	三浦定造
同	同	一、〇〇〇	同	八粥喜八	同	同	同	島清一
同	同	一、〇〇〇	同	水谷倉次郎	同	同	同	吉原豊吉
同	同	三、〇〇〇	同	村上市次郎	同	同	同	正田彦七
同	同	二、〇〇〇	同	古市與三市	同	同	同	小林榮三郎
同	同	一、〇〇〇	同	犬飼宇吉	同	同	同	日比野利助
同	同	五、〇〇〇	同	高橋義藏	同	同	同	浅野彌吉
同	同	五、〇〇〇	同	別所直三郎	同	同	同	高橋元三郎
同	同	五、〇〇〇	同	川井留男	同	同	同	嶋田九市
同	同	五、〇〇〇	同	落合傳内	同	同	同	正田彦兵衛
同	同	五、〇〇〇	同	別所傳四郎	同	同	同	高木くら
同	同	五、〇〇〇	同	鎌井嘉市	同	同	同	久保竹治郎
同	同	五、〇〇〇	同	中條金助	同	同	同	本田喜平

三、入學試驗場 本校、北牟婁郡役所

受験者ハ希望受験場ヲ入學願書ニ記入スヘシ

四、試験期日及受験用具 本校ニ於ケル入學試験ハ四月七日(學科試験)八日(口頭試問

身體検査)ノ兩日、北牟婁郡役所ニ於ケル入學試験ハ四月七日(學科試験、口頭試問、身體検査)舉行スヘキニツキ毎日午前九時迄ニ出頭スヘシ

受験ニ要スル鉛筆及小刀ヲ携帯スヘシ

五、入學願書等提出手續

- 一、入學志願者ハ左記書式ノ入學願及履歷書ニ出身學校長ノ卒業證明書ヲ添附シテ差出スヘシ但シ願書差出ノ當時未タ卒業セサルモ本年三月中ニ卒業ノ見込アル者ハ在籍學校長ノ卒業見込證明書ヲ添付スヘシ此場合ニハ選抜試験ノ際卒業證書ヲ持參スヘシ

二、詳細ハ直接本校ニ問合スヘシ 入學願

私儀側校第一學年ニ入學志願ニ付入學御許可被成下度履歷書何々學校長證明書相添父(母、後見人又ハ戸主)連署ヲ以テ此段相願候也

原籍 道廳府縣郡區市町村番屋敷(地、戸) 現住所 縣郡市町村番屋敷

華士族平民又ハ何子何某兄弟等

年月日 希望受験者 本人氏 名 生年月日

原籍 道廳府縣郡區市町村番屋敷(地、戸)

現住所 縣郡市町村番屋敷

華士族平民

右父(母、後見人又ハ戸主)

氏 名 生年月日

三重縣立農林學校長井田鑒吉殿

(但シ父、母、後見人無キトキ及自身戸主ナルトキハ連署ニ及ハス)

履歷書

氏 名 生年月日

生年月日

原籍 道廳府縣郡區市町村番屋敷(地、戸)

現住所 同上又ハ何府縣何郡市何町村大字何番屋敷(地)何某方

戶主職業 (成ルヘク詳細ニ記載スヘシ但シ他人ノ家ニ寄留スルトキハ其ノ戸主ノ職業ヲモ記載スヘシ)

一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何學校ニ於テ何科修業又ハ卒業

一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何某ニ就キ何々修業

一何年何月何所ニ於テ何ノ職ニ就キ賞罰ヲ受ク等

右ノ通ニ候也

年月日 右 氏 名 生年月日

●生徒募集

本科第二部生若干名ヲ募集ス志願者ハ左記事項ヲ心得來ル四月十日迄ニ入學願書及履歷書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ直接當校ニ差出スヘシ

但四月十六日ヨリ十八日迄三日間當校ニ於テ選定試験ヲ施行候ニ付志願者ハ十六日午前七時出校スヘシ

志願者ニシテ其父又ハ母カ小學校ニ在職スル者ハ父又ハ母ノ履歷書ヲ差出スヘシ 大正十一年三月 三重縣師範學校

入學志願者心得

(一) 入學志願者資格並ニ程度

(1) 公立中學校卒業者、中學校令ニ基キ設立シタル私立中學校卒業者、專門學校入學者檢定規定ニ依ル試験檢定合格者及同規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者

(2) 年齡滿十七年以上ニシテ前項ノ者ト同等ノ學力ヲ有スト認メタル者

但前項(1)ニ該當スル者ニ對シテハ身體検査及口頭試問ノミヲ行ヒ其(2)ニ該當スル者ニ對シテハ身體検査及口頭試問ノ外ニ修身、國語、漢文、歴史、地理、數學、物理化學、博物、習字、圖畫ニツキ中學校卒業ノ程度ニ於テ學科試験ヲ行フ

(二) 學 資

生徒ニ給スヘキ學資ハ一箇月金拾貳圓ナ
 レモ別ニ雜費トシテ衛生費、電燈料ヲ支給
 ス尙學則第三十條ニ該當スル者ニ對シテ
 ハ一箇月金五圓ヲ増給シ同第三十條ノ二
 ニ該當スル者ニハ一箇月金參圓ヲ増給ス
 (三) 願書及履歷書書式左ノ如シ
 (入學願書式) (用紙野半紙)

入學願

私儀小學校教員志願ニ付御校本科第二部へ入學
 御許可相成度別紙履歷書及戶籍謄本相添へ父
 (母、後見人又ハ戶主)連署ヲ以テ此段相願候也
 原籍 府縣郡市町村大字番地
 現住所 府縣郡市町村大字番地
 華士族平民戶主ハ何某何男(兄弟等)
 年月日 本人、氏 名
 生年月日

父(母又ハ
 後見人) 氏 名
 生年月日

三重縣師範學校長高藤太一郎殿
 (但父母後見人ナキトキ及自身戶主ナルトキハ連署ニ
 及ハス)
 (履歷書式) (用紙同前)
 履歷書
 氏 名
 (假名ヲ附スヘシ)
 生年月日

原籍 府縣郡市町村大字番地
 生所 同上又ハ何々
 現住所 同上又ハ縣郡市町村番地何某方寄留
 戶主職業(成ルハク詳細ニ記載スヘシ他人ノ家ニ寄留)
 (スルトキハ其ノ戶主ノ職業ヲモ記載スヘシ)
 學業
 一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何學校ニ於テ
 何科何學年修業又ハ何年何月何日何所何學校
 卒業
 一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何某ニ就キ何
 學修業
 勤務

一何年何月ヨリ何年何月マテ何所ニ於テ何々勤
 務
 賞罰
 一何年何月何所ニ於テ何々ノ廉ニ據リ賞若ハ罰
 ヲ受ク等
 右之通ニ候也
 年月日 右氏 名
 (履歷書ニハ教員免狀及卒業證書ノ寫ヲ添付スヘシ)

生徒募集

來ル四月入學セシムヘキ本校本科第一學年豫科
 第一學年生徒左ノ通募集ス入學志願者ハ左記事
 項承知ノ上大正十一年三月三十一日迄ニ本校到
 着ノ日取ヲ以テ願書ヲ差出スヘシ
 大正十一年三月

志摩郡立水産學校

- 一、募集人員
- イ、本科第一學年 約二十名
- ロ、豫科第一學年 約五十名
- 二、入學志願者資格

イ、身體健全品行方正ニシテ左ノ資格アルヲ
 要ス
 ロ、豫科第一學年ニアリテハ尋常小學校ヲ卒
 業シタル者又ハ年齢十二年以上ニシテ之
 ト同等以上ノ學力アルモノ
 ハ、本科第一學年ニアリテハ本校豫科修了
 者、修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業
 シタル者及年齢十四年以上ニシテ之ト同
 等以上ノ學力ヲ有スト認メタル者
 三、入學試験ノ學科目及其ノ程度
 イ、豫科第一學年 尋常小學校卒業程度ニヨ
 リ國語(讀方、綴方、書方)算術ニツキ之ヲ
 行フ
 ロ、本科第一學年 高等小學校(修業年限二
 箇年)卒業程度ニヨリ國語(讀方、綴方、
 書方)算術ニツキ之ヲ行フ
 高等小學校卒業生ニアラサルモノニ付キ
 テハ以上二科目ノ外高等小學校卒業程度
 ニヨリ歴史、地理、理科ノ試験ヲモ行フ
 但シ本科豫科修了者ヲ除ク

ハ、前記學科試験ノ外、口頭試問、身體検査ヲ行フ

四、入學試験場 本校(志摩郡和具村)

五、入學試験期日

四月四日 學科試験

四月五日 口頭試問 身體検査

六、受験心得

イ、試験當日午前八時迄ニ受験用具(毛筆、鉛筆、小刀、硯、墨)ノ外辨當ヲ携帯シ洋服又

ハ和服(着袴)着用試験場ニ出頭スヘシ

ロ、試験時刻ニ遅レサル様注意スヘシ

ハ、答案用紙ハ學校ヨリ附與ス

ニ、試験場ニ於テハ物品ノ貸借、談話並ニ不正行為等アルヘカラス

七、入學出願手續

左ノ書類ヲ差出スヘシ

イ、入學願書 (第一號様式)

ロ、履歷書 (第二號様式)

ハ、小學校長ノ證明書 (第三號様式)

ニ、戶籍抄本 壹通

第一號様式(用紙半紙)

入學願

私儀御校何科第何學年ニ入學志願ニ付入學御許可被成下度別紙履歷書、何々學校長證明書、戶籍抄本相添ヘ父(母)、後見人又ハ(戶主)連署ヲ以テ此段相願候也

原籍 道廳府縣郡市町村番屋敷(地、戶)

現住地 同上

華士族平民何某何子兄弟等

年月日

本人氏名

生年月日

原籍 道廳府縣郡市町村番屋敷(地、戶)

現住地 同上

華士族平民右父(母)、後見人、又ハ(戶主)

年月日

氏名

生年月日

三重縣志摩郡立水產學校長能代日出雄殿

(但父母、後見人ナキ時又ハ自身主戸ナル時ハ連署ニ及ハス)

第二號様式(用紙同前)

氏名

生年月日

原籍 道廳府縣郡市町村番屋敷(地、戶)

生所 同上又ハ何々

現住所 同上又ハ何某方寄留

戶主職業 (可成詳細ニ記載スヘシ但他人ノ家ニ寄留スル時ハ其ノ戶主ノ職業ヲモ記載スヘシ)

一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何學校ニテ何科何學年修業又ハ卒業

第三號様式(用紙同前)

證明書

一何年何月ヨリ何年何月マテ何所何某ニ就キ何々修業

一何年何月何所ニ於テ何ノ廉ニ付キ賞罰ヲ受ク等

右ノ通ニ候也

年月日

年 月 日

右

氏名

操修國算歴史地理圖唱體字英平席卒業

業家長業務

氏名

名

備

考

右證明候也

大正 年 月 日

備考

- 一、成績ハ最後ノ一年間ノ者ニシテ學科ノ成績ハ可成点数ヲ以テ記入セラレタシ
- 二、同一學校ニ於テ多數ノ志願者アルトキハ連記スルモ差支ナシ
- 三、尋常小學校第六學年高等小學校第一二學年在學中ノ者ハ平常ノ成績ヲ記入セラレタシ

- 四、備考欄ニハ資産ノ程度ヲ甲、乙、丙ノ計語ニテ記入セラレタシ
- 甲、高等教育ヲ受ケ得ル資産ノアルモノ
- 乙、中等教育ヲ受ケ得ル資産ノアルモノ
- 丙、其ノ他ノモノ
- 以上

大正十一年三月十七日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三重縣廳

三重縣津市丸之内貳番屋敷

印刷人 加藤三四郎

三重縣津市丸之内四番屋敷

印刷兼販賣所 伊勢新聞社活版部